

ハンセン病回復者と その家族に関する人権問題

ハンセン病は明治六年（一八七三年）に、ノルウェーのハンセン医師が発見した「らい菌」という細菌による感染症です。皮膚や末梢神経がおかされる病気ですが、早期に治療を行うことで、知覚障害、運動障害などは起こりません。

また、感染力が非常に弱く、ハンセン病療養所で働いていた職員で感染した人はいないことからもわかるように、抵抗力があまりない状態でたくさんの中の菌に繰り返し触れる機会でもなければ日常生活では感染しません。仮にハンセン病に感染しても、治療法が確立している現在では、早期発見と早期治療により、障がいを残すことなく外来治療で治すことができるようになっています。

しかし、患者を療養所に強制隔離したり、患者の家を消毒したりしたこと、「国が法律までつくりて隔離するのだから、ハンセン病は怖い病気だ」という誤った認識が社会に広りました。

その結果、平成十三年（二〇〇一年）に熊本地裁で原告勝訴判決があり、平成二十一年（二〇〇九年）にはハンセン病問題基本法が施行され、問題解決の促進に関する「国と地方自治体の責務が明らかにされました。また患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立し、同年十一月令和元年（二〇一九年）十一月十五日には、議員立法により「ハンセン病元

菊池恵楓園歴史資料館 について

菊池恵楓園歴史資料館は、ハンセン病問題、及びハンセン病差別のなかで力強く生き抜いてきた恵楓園入所者らの人生を後世に伝え、そのことを通して人権が眞の意味で尊重される社会を実現することを目指して設置された資料館です。

開館時間 9:00～16:30
休業日 毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始
〒861-1113 熊本県合志市栄3796
電話番号 096-248-1136



「りんどう相談支援センター」について

(熊本県ハンセン病問題相談・支援センター)

「りんどう相談支援センター」では、県から委託を受けた熊本県社会福祉士会の社会福祉士が、**ハンセン病回復者及びその家族の方等**のご相談をお聞きし、必要なお手伝いをさせていただきます。

例えば

- ▶ 病院受診の相談に乗ってほしい
- ▶ 証明書を取りに行くときに立ち会ってほしい
- ▶ 相続のことでの悩んでいる
- ▶ 具合が悪くなったりときに頼れる人がいない
- ▶ 家族懇談制度を利用したい
- ▶ 引き出物を手受け取る

「事情に応じて 面談の時間や場所は柔軟に対応いたします

電話 096-365-7606
開所日時 月曜日～金曜日 午前9時～午後4時
休業日 土日、祝日
〒862-0910



二十二日に公布・施行されました。法の前文では、ハンセン病の隔離政策の下、「ハンセン病元患者家族等が、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国及び政府において取組がなされてこなかつた」とことや、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびする旨が述べられています。

ハンセン病回復者や家族の方々は、今もなお苦しみや悲しみを抱えています。私たちは、他人事としてではなく、ハンセン病について正しい知識を持ち、自分自身のことと受け止めながら、すべての人の人権が尊重される社会を実現するよう努めていかなければなりません。

えずりだけが慰めでした
食事は毎回、小さなおにぎり二個とたくあんだけ。心配した療友が職員の目を盗み、部屋の格子戸のすき間から、ネタのない握りずしを差し入れてくれた。

◆断種・墮胎

◆監禁室

当時、監禁室は六畳ほどの個室がいくつもあり、原田さん同様、帰省期限を守らなかつた男性一人が各部屋に一人ずつ収容されていた。

それぞれの部屋には力ギが掛けられ外出は厳禁。閉ざされた療養所の中でもさらに閉ざされた場所だった。

「風はじつと布団の上に座り、夜は横になる生活。朝から聞くこえてくる小鳥のさ

監禁室

◆解剖承諾書
入所手続きのこと。「解剖承諾書を書いてほしい」。職員が生年月日などを聞いた後、当然のように告げた。
「その時は子供だったから、どうせに『いやいや』と断つた。死んでも、はらわたを取り出されるのは痛いだろ」とゾーッとしたから」
「死んだら痛みなんか分かるか」。職員に説得され、しぶしぶ同意した。署名は職員が代行し、林田さんは毎回押すだけで終わつた。

「園で使う偽名は何にするか」。続けて問われたが、「いりません」と即答した。「解剖のこともあつて、どうせすぐ死ぬんじゃんのと思ふ、本名で通す」とした

入所者の証言

校語ノ、セシニ猶是（熊本氏）新間社、ナシ

